



公益財団法人  
**茨城県企業公社**

〒310-0852  
茨城県水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 5階  
TEL029-301-1133 FAX029-301-1135

県南事業所	土浦市大岩田 2972	TEL029-822-8920
利根川事業所	取手市小文間 80	TEL0297-74-5053
阿見事業所	稲敷郡阿見町追原 2586	TEL029-889-2342
鹿行事業所	鹿嶋市宮中 3761-1	TEL0299-82-1296
鰐川事業所	鹿嶋市鰐川 234	TEL0299-83-2531
県西事業所	筑西市辻 2382	TEL0296-37-5107
新治事業所	土浦市本郷 1839	TEL029-862-5770
水海道事業所	常総市大塚戸町 1956	TEL0297-27-1053
県中央事業所	那珂市豊喰 685	TEL029-295-2378
湊沼川事業所	笠間市平町 1100	TEL0296-78-1100
那珂川事業所	那珂市西木倉 1648	TEL029-295-7615
水質管理事業所	土浦市大岩田 2972	TEL029-857-7515



公益財団法人  
**茨城県企業公社**

## はじめに

当社の前身である財団法人茨城県企業公社は、茨城県企業局が実施する水道用水供給事業及び工業用水道事業を支援するため平成2(1990)年6月に設立されました。

安全で安心な水の安定供給を設立以来の使命として、県企業局の浄水場で主に水道施設の運転管理を担うとともに水道普及啓発活動を行ってまいりました。平成24(2012)年4月1日からは、公益財団法人茨城県企業公社に移行して現在に至っています。

当社は、浄水のための技術力を高めつつ、四半世紀に亘る運転管理の実績を重ねて、本年25周年の節目の年を迎えます。この間、水道管路の保守点検業務や水道工事の監督補助業務、更には技術研修会の開催など業務の内容を拡げてまいりました。

当社の多様な業務の内容や事業の方向性について、県民をはじめ水道及び工業用水道利用事業者の皆様にご理解を賜りたく、節目となる本年を機に小誌を改訂いたしました。

この小誌には、事業の方向性を分かり易く発信するため、事業目標、技術力、安定性、奉仕(サービス)等の内容を標語として取りまとめ、それぞれの標語を織り込んでおります。

当社といたしましては、安全な水の安定供給に向け、浄水技術力や非常時に際しての対応力を更に高めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年3月



### 【公社章について】

茨城(IBARAKI)の「I」、企業公社(KIGYOKOSYA)の「K」、水の象徴として「水滴」、さらに水平の線で、水の流れと湖沼のさざ波をデザインしています。

## CONTENTS

ページ

### はじめに ————— 1

公社章について ..... 1

### 企業公社のすがお ————— 3

①公社の役割 ..... 3

②公社の組織 ..... 4

### 事業の概要 ————— 5

①浄水場の運転管理及び保守点検業務 ..... 5

②水質検査業務 ..... 7

③管路の保守点検業務 ..... 9

④水道工事監督補助業務 ..... 10

⑤水道の普及促進・啓発 ..... 11

### 事業を支える取り組み ————— 13

①人材育成 ..... 13

②技術力の向上 ..... 14

③安全衛生の推進 ..... 15

④危機対応力の強化 ..... 16

⑤事業の最適化 ..... 17

⑥水づくりのコスト削減 ..... 18

### 参考 ————— 19

①浄水場の仕組み ..... 19

②災害時の対応 ..... 21

③公社設立の背景等 ..... 22

④県企業局事業概要 ..... 22

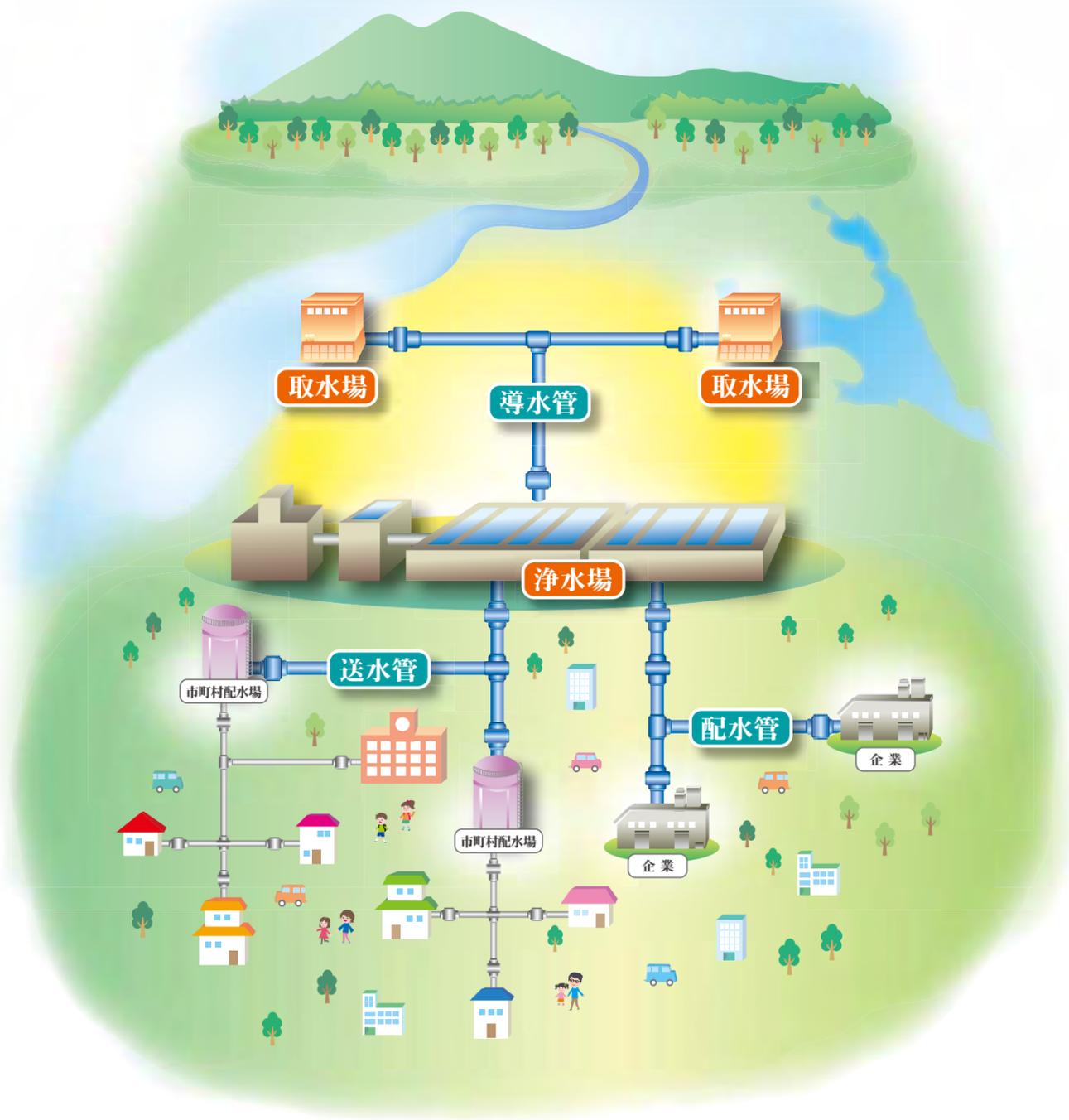
# ● 企業公社のすがお

水道事業で 暮らしと産業を ささえます

## ① 会社の役割

県企業局が実施する水道用水供給事業及び工業用水道事業は、県民の暮らしや産業活動をささえ、その施設は必要不可欠なライフラインとなっています。

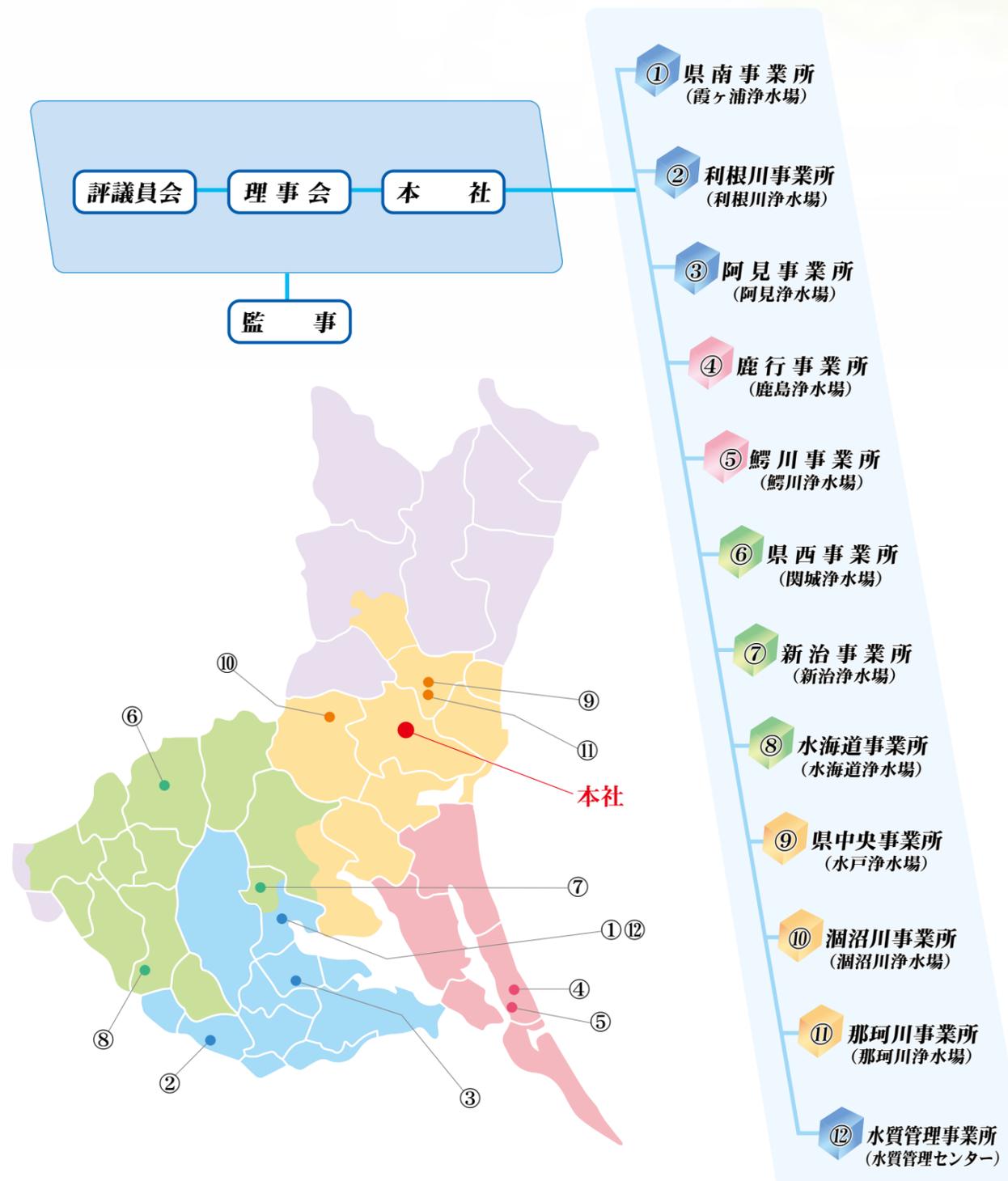
企業公社は県企業局と一体となり、浄水場の運転管理業務や管路の保守点検業務を担い、水道用水をそれぞれの市町村が所有する配水場へ、また工業用水をそれぞれの企業へと供給しています。



信頼と実績の 水づくりパートナー

## ② 会社の組織

県企業局の浄水場は、下図に示すように 11 か所に整備されています。企業公社は浄水場で運転管理や保守点検業務などに従事するため、それぞれの浄水場に事業所を設けています。



## ●事業の概要

たしかな技術と実績で 水道事業をサポートし  
安心・安全な水づくりに 貢献していきます

### ①浄水場の運転管理及び保守点検業務

県企業局の11浄水場において、24時間体制で業務を行っています。20年以上の経験と実績を活かし、たしかな技術で安心・安全な水づくりに貢献しています。



中央管理室



自動水質測定器

### 中央管理室で行う主な監視及び制御について

#### ●水量・水圧の管理

供給先の使用水量の変動に対応した適切な送水量及び水圧調整を行います。大量の電力を消費するポンプなどの機器は常にエネルギー効率の良い運転を心がけています。

#### ●水質管理

水質は水源の汚濁状況や季節・天気などの自然環境に左右され、刻々と変化します。

自動測定されたさまざまな水質項目データを分析することにより、浄水処理薬品（次亜塩素・凝集剤等）の適切な調整を行って水質基準をクリアした安全な水をつくります。

### 日常点検

各種施設類の巡視点検を毎日行い、事故防止に努めています。

- 取水施設（取水口、取水ポンプ場等）
- 浄水施設（薬品沈澱池、急速ろ過池等）
- 送水施設（浄水池、送水ポンプ棟等）



巡視点検

### 機器の定期点検

各種機器類の機能診断を定期的実施し、設備を健全な状態に保ちます。

- ポンプ設備（取水ポンプ、送水ポンプ等）
- 薬品注入機（次亜塩素、凝集剤等）
- 電気・計装設備（受変電、太陽光発電設備等）



送水ポンプの温度・振動測定

### 施設の清掃

各種設備が適正に動作するように、清掃等を定期的に行います。

- 水処理施設（沈砂池、薬品沈澱池、浄水池等）
- 電気室（薬品沈澱池、急速ろ過池等）
- フィルター（受電設備、外気吸入設備等）



薬品沈澱池の清掃

### 軽微な修繕

機器類の軽微な故障については、直ちに修理等を行います。

- 場内配管類の補修（薬品注入用塩ビ管、給水管等）
- 小型機器の整備（検水ポンプ、コンプレッサー等）
- 小型弁類分解・整備（電動弁のリミット調整等）



排水ポンプの配管補修

## ● 事業の概要

### ② 水質検査業務

浄水場が取水している水や水道水として送り出す水の水質検査を、県企業局水質管理センターと一体となって実施しています。更には、一部の浄水場において次亜塩素・凝集剤等を適正に注入するための水質管理を行っています。

県企業局水質管理センターは、水質検査の信頼性保証システムの一つである「水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）」の認定を取得しています。企業公社職員は、検査担当者として登録される等、水道法に基づく水質検査を高い信頼性をもって行っています。

#### 水道GLPとは（Good Laboratory Practice）

日本水道協会が策定した水道水の水質検査に特化した規範で、これを満足する水質検査体制を確立しているかを同協会が審査します。水道GLPの認定を受けた機関は、常に信頼性と精度の高い水質検査を実施していることが、第三者から認められたこととなります。



理化学検査（濁度、PH等）



### 原水の水質検査

県企業局が水源としている湖沼や河川の原水を定期的に検査しています。

- 霞ヶ浦水源調査（藻類検査含む）
- 水源・取水原水の水質検査（湖沼水、河川水等）
- 取水原水の病原性原虫類検査（クリプトスポリジウム等）



病原性原虫類検査（クリプトスポリジウム等）

### 浄水の水質検査

県企業局の10浄水場について定期的に検査しています。

- 浄水・配水検査  
（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目）



金属分析の前処理

### 市町村水道水の共同検査

県南地域の市町村等水道事業体との水道水質共同検査として、水質基準項目や水質管理目標設定項目等について水質検査を行っています。



有機化合物検査

### 水質検査の種類について

#### ● 水質基準項目（51項目）

水道水の安全性を確保するため水道法に基づく厚生労働省令により、人の健康に影響を及ぼす可能性のある項目及び生活利用上障害をきたす可能性のある項目として設定されています。

#### ● 水質管理目標設定項目（26項目）

浄水中で検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的なもの、又は、水質基準とする必要があるような濃度で検出はされていないが、今後、当該濃度を超えて浄水中に検出される可能性があるものとして設定されています。

#### ● 要検討項目（47項目）

毒性の評価が定まらないもの、浄水中の存在量が不明等の理由から、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目として整理されており、必要な情報、知見の収集に努めていくべきものとされています。

（平成27年4月1日現在）

## ●事業の概要

### ③管路の保守点検業務

県企業局が有している1,300kmを超える管路の巡視点検や、管路に設置されている弁類約6,800個の清掃及び分解整備をしています。

#### 管路の巡視

1,300kmにおよぶ管路を毎月2回巡視点検しています。

- 漏水箇所の有無
- 管路付近の工事等の影響
- 地形の変化



#### 弁の分解整備

6,800個ある弁類の内、4,200個を占める空気弁の分解整備を行っています。

- 副弁の動作確認
- マンホールのがたつき状況確認
- 劣化状況の確認、部品の交換



#### 地震発生時の対応

県企業局との取り決めにより、震度4以上の地震が発生した場合、対象地域の管路巡視を行い、被害の有無を確認します。

### ④水道工事監督補助業務

県企業局が推進している「管路更新（耐震化）事業」を、より迅速かつ的確に進められるよう、県企業局が行う監督業務や、関係機関との協議等の補助を、各水道事務所において実施しています。

#### 調査設計等補助

管路や水管橋の調査、更新や新設の計画策定及び設計、地質調査等の業務を補助します。

- 設計業務等の受注業者との打ち合わせ
- 関係機関との協議
- 地域住民への説明



#### 工事監督

配管の敷設工事に係る業務を補助します。

- 施工計画書の審査
- 現場監督
- 中間・完成検査



#### 災害・事故対応支援

地震等の自然災害や漏水事故等の発生時における業務を支援します。



## ● 事業の概要

### ⑤ 水道の普及促進・啓発

水道に関する情報を親しみやすい形で提供し、水道に対する理解と関心を得るために活動しています。

茨城県の水道普及率は、公社設立時点である平成2年度末の79.1%から23年を経た平成25年度末で93.6%に上昇しました。しかし、全国平均の97.7%と比較すると依然低い状態です。

企業公社では、「安全な水、安心して飲める水、安定して送られる水」といった水道の役割について、県民の理解と関心を深めるため、茨城県（保健福祉部・企業局）、各市町村と連携し、水道普及促進・啓発活動を行っています。

### 茨城県水道普及率 93.6%

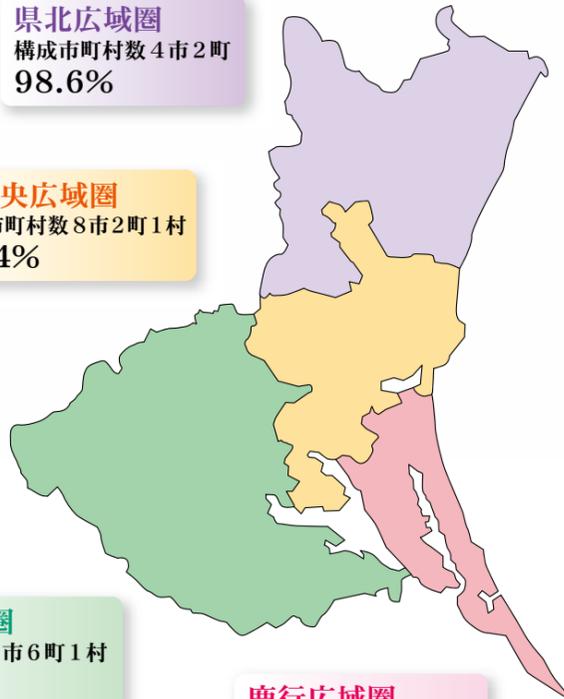
(H26.3.31 現在)

県北広域圏  
構成市町村数4市2町  
98.6%

県中央広域圏  
構成市町村数8市2町1村  
96.4%

県南西広域圏  
構成市町村数15市6町1村  
91.7%

鹿行広域圏  
構成市町村数5市  
88.0%



### 水道教室

県企業局の主催するイベントを運営し、参加者に、水道水の安全性や水源環境保全の重要性を伝えています。

#### ● 親子水道教室

夏休みを利用して行う、水に親しむイベントです。小学校中高学年の児童と親と一緒に浄水場を見学して水づくりを体験する中で、水道水が出来るまでの過程を学びます。

#### ● 水道出前教室

職員が小学校に出向いて行う、児童を対象とした授業です。児童自身が水づくり実験や水質検査等を体験することで、水道水への理解を深めています。



### イベントへの出展

市町村、関係機関と連携し、水道普及啓発に努めています。

#### ● 水道週間キャンペーン

水道週間中（毎年6月1～7日）にショッピングセンター等で水道普及・啓発活動を行います。

- 水道相談コーナーの設置や啓発用パネルの展示
- 市販のボトルドウォーターと水道水との飲み比べ
- 水道に関するアンケート調査
- 啓発グッズ等の配布



#### ● 市町村産業祭等

水道普及率を向上させる取り組みとして、産業祭等に参加し普及・啓発活動を行います。

- 水質浄化実験
- 市販のボトルドウォーターと水道水との飲み比べ
- 水道に関するアンケート調査
- 啓発グッズ等の配布



### 水源地域の環境保全

湖沼や河川の清掃活動に参加し水道水源地域の環境保全と啓発に努めています。

#### ● 霞ヶ浦・北浦清掃大作戦

#### ● 那珂川水系クリーン作戦

地域住民と共に一斉清掃を実施することにより、水源や周辺地域環境の保全と啓発に努めています。



# ● 事業を支える取り組み

安心を届けるため

たしかな技術で水を研いでいます

## ① 人材育成

安全で安心な水の安定供給のため24時間稼働し続ける水道施設にとって、維持管理は重要な項目です。企業公社ではあらゆる状況において的確に対応できる総合能力を有した人材を育成するため、適切な教育を行い、技術力向上に取り組んでいます。

### 研修の実施

#### ● 新任職員研修会

新任の職員に対しては浄水場運転管理の基礎知識、心得を習得させるため新任職員全員を対象に研修会を行います。

浄水場に配属後も十分な研修期間を設け、各種研修資料を用いてベテラン職員がついて教育を重ねていきます。



#### ● 定期的な職場内研修

浄水場に勤務するためには電気・機械・化学など様々な分野について知識を習得し、技術力を維持していかなければなりません。

機器の故障や水質変化など、どのような状況下であってもすべての職員が適切に対応できるよう、職場内研修会を定期的に行っています。



#### ● 水道技術に関する研修会への参加

日本水道協会主催の全国水道研究発表会等に参加し知見を広め、研究成果については積極的に発表を行うなど、業務の質を高めるための努力を惜しみません。



全国水道研究発表会

## ② 技術力の向上

### 技術力の向上

#### ● 技術向上推進会議の運営

技術向上推進会議は、技術研修の企画運営、技術資料の整備、資格取得の推進を主な活動の柱として、水道施設の運転・維持管理の基盤となる技術の向上に努めています。



全体会議



受験対策講習



技術研修会

#### ● 各種マニュアルの整備

水道施設の機能を十分に発揮させるため、運転管理要領書、危機対応マニュアルを整備し、常に安全で安心できる水道水を安定供給できるよう努めています。

#### ● 各種資格の取得

水道施設を運転・維持管理するためには、多種多様な知識が求められます。そのために必要な資格取得に積極的に取り組み、技術の向上を目指しています。

### 技術に係る有資格者数

H27.3.31 現在

技術士(上下水道部門)	1人	廃棄物中間処理施設技術管理士	23人
水道施設管理技士(浄水1級)	1人	危険物取扱者(乙種4類)	109人
水道施設管理技士(浄水2級)	35人	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	83人
水道施設管理技士(浄水3級)	95人	玉掛技能講習	79人
エネルギー管理士	2人	クレーン運転(移動・天井5t未満含む)	72人
エネルギー管理員	36人	特定化学物質等作業主任者	63人
電気主任技術者(2種)	3人	特定高圧ガス取扱主任技術者(液化塩素)	17人
電気主任技術者(3種)	19人	第3級陸上特殊無線技士	52人
第一種電気工事士	31人	公害防止管理者(水質1種)	4人
第二種電気工事士	38人	有機溶剤作業主任者	21人

※嘱託職員を含めた職員全員中

## ● 事業を支える取り組み

安心安全 そしておいしい水道水を  
これからも 毎日送り続けます

### ③ 安全衛生の推進

#### 安全衛生推進者の配置

業務を適切に行うためには、労働環境の整備が必要不可欠です。ひとたび事故が起れば水の安定供給に支障を来すことになりかねません。このことから、労働安全衛生法を厳守し、厚生労働省労働基準局長の定める講習を修了した者を安全衛生推進者として各事業所に配置し、徹底した安全衛生管理を行い、無事故で運転管理や管路の保守点検を持続します。

#### 安全衛生推進者の業務

- 職員の危険又は健康障害を防止するための措置
- 職員の安全又は衛生のための教育
- 健康診断の実施、その他健康の保持促進のための措置
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策

#### 主な活動内容

安全衛生推進計画を作成し、各事業所での計画的な安全衛生活動の実施及び、全国安全週間・全国労働衛生週間・年末年始無災害運動に積極的に参加しています。また、職場全体の安全意識の高揚と安全活動の定着及び基準の均一を図るため、事業所安全衛生調査を実施して、健全な職場環境の維持に努力しています。



安全衛生ヒヤリング



現場確認状況

### ④ 危機対応力の強化

ライフラインの一つである水道は、県民の生活に欠くことのできないものです。企業公社では、万一の事故・災害の発生に備えてマニュアルの整備、訓練、応援体制の整備を行い、受託者として責任ある行動対応をとっています。

#### マニュアルの整備

##### 災害対策マニュアル

- ・ 地震
- ・ 風水害
- ・ 水質事故
- ・ 電気機械事故

##### 運転管理・維持管理要領書

- ・ 各種水処理施設取扱い
- ・ 電気・機械・計装設備取扱い
- ・ 水質計器類の取扱い
- ・ 管路関係図書



#### 訓練の実施

県企業局の災害対策訓練に参加するほか、各事業所で定期的にOJT等の研修訓練を実施しています。

- 電気機械設備事故の対応訓練
- 水質事故対応の訓練
- 河川高濁度時の対応訓練
- 大規模地震時の対応訓練
- 毒物混入時の対応訓練
- 浄水場の油混入時対応訓練



#### 緊急時の応援態勢

企業公社では、緊急時の応援態勢の充実を図るため、職員は同じ浄水場に長期間とどまらず、定期的に各浄水場に勤務し、水源水質の違いによる浄水処理方法、メーカーや形式の異なる設備での運転管理操作技術を経験、習得しています。それにより、各浄水場で災害等が発生した場合、緊急時の対応として勤務経験者の派遣が可能であり、被害を最小限に、拡大防止する体制づくりに努めています。

## ● 事業を支える取り組み

### ⑤ 事業の最適化

#### 効率的な運営をめざして

##### 人材の 有効活用

企業公社では、業務の中核を担う一般職員の他に、企業等での関連業務の経験や、技術を有する中高年での、早期退職者等を嘱託職員として雇用し、運転管理技術の習熟期間の短縮を図りながら、技術力維持向上に努めています。

##### 事務執行体制 と 意識改革

管理部門（総務、経理、庶務一般）を現場に置かず、本社に集中配置し、かつ、少数精鋭で対処することにより、事務をスリムで効率的に執行し、また、職員一人ひとりが高いコスト意識を持ち、「事務費の節減」に努めています。

##### 資質向上 (技術習得・ 創意工夫等)

各種の資格取得奨励、研修派遣、職員の表彰制度等により、技術力向上の支援や、アイデアの活用を行い、業務意欲の高揚を図っています。

### ⑥ 水づくりのコスト削減

県企業局の健全な経営の一翼を担うため、企業公社では徹底したコスト削減対策を行っており、省エネルギーも含めた効率的で経済的な水づくりを常に心がけています。

#### 省エネルギー

高度な運転管理技術により、機器を効率的に運用し、無駄なエネルギーを最小限に抑え、コスト削減に努めています。

- 電力ピーク時間を考慮した機器の運転
- ポンプ類の適正な運転  
(運転台数の最適化等による消費電力の削減)
- 急速ろ過池洗浄、脱水機運転の適性化  
(効率を考慮した運転)



電力デマンドの監視

#### 薬品類の節減

良好な水質を維持しながら、塩素、凝集剤などの使用量を最小限にする努力をしています。

- 徹底した水質管理とデータ分析
- 定期的な水質測定（凝集剤の適正量試験等）
- 技術と経験に裏付けされた水質変化への対応



ジャーテスト (PAC 適正量試験)

#### 設備の長寿命化

設備のメンテナンスを適切に行い長寿命化を図り、経済的な負担を軽減するとともに環境にも配慮しています。

- 施設の点検を毎日行い、機器の状態を確認します
- 軽微な故障は修繕、整備をして運用します
- 定期的な部品の交換や油脂類の交換を行います



給油作業

① 浄水場の仕組み

企業公社が運転管理をする浄水場は、安全で安心な水を安定的に供給するため、24時間稼働しています。河川や湖沼などから水を取り入れ、浄水施設に導いて（下図③）、薬品による濁質の沈澱（下図⑧⑨）、砂層によるろ過（下図⑩）、粒状活性炭による有機物やにおいなどの吸着（下図⑪）を行うことによって水をきれいにし、最後に塩素（下図⑫）で消毒し送水します。



③ 取水ポンプ



⑨ 薬品沈澱池



⑩ 急速ろ過池



④ 着水井

上水道施設

ダム、河川、湖等  
(水取施設)



① 取水口  
ダム、河川、湖等からくみあげた水(原水)を浄水場に取り入れます。



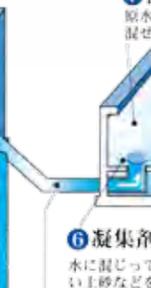
② 沈砂池  
大きな砂などを沈めます。



③ 取水ポンプ  
原水をくみあげます。



④ 着水井  
取り入れた水の水位や水量を調整します。



⑥ 凝集剤注入  
水に混じっている細かい土砂などを沈めるために、ポリ塩化アルミニウム等の凝集剤を入れます。



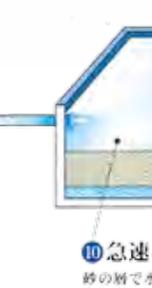
⑦ 混合池  
原水と凝集剤などを混ぜ合わせます。



⑧ フロック形成池  
水に混じった細かい砂などを沈みやすいフロック(細かい砂などと凝集剤とがくっついた大きなかたまり)にします。



⑨ 薬品沈澱池  
フロックを沈めます。



⑩ 急速ろ過池  
砂の層で水をこしてきれいにします。



⑪ 粒状活性炭吸着池  
活性炭の吸着能を利用し、臭気・味・色度・有機物等を除去します。



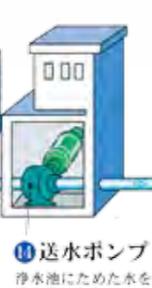
⑬ 浄水池  
きれいになった水をためます。



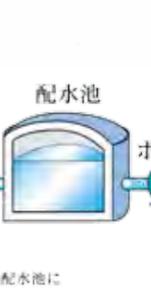
⑫ 塩素注入  
消毒のために塩素を入れます。



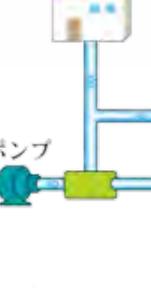
⑭ 送水ポンプ  
浄水池にためた水を配水池に送り出します。



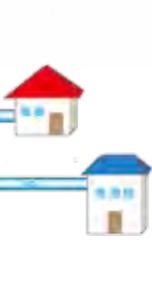
配水池



ポンプ



工場



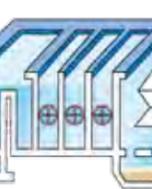
配水

工業用水道施設

凝集剤注入  
水に混じっている細かい土砂などを沈めるために、ポリ塩化アルミニウム等の凝集剤を入れます。



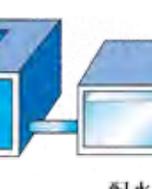
急速攪拌池  
薬品を水とよく混ぜ合わせます。



フロック形成池  
にごりのかたまり(フロック)を成長させます。



沈澱池  
ゴミや土などをしずめ水にごりをとります。



配水池  
水をためておきます。

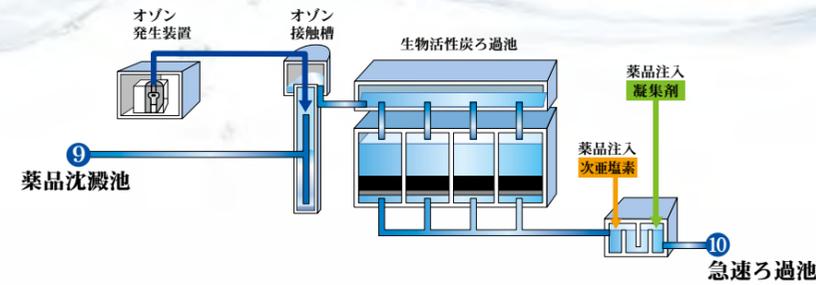


配水ポンプ  
配水池にためた水を送り出します。



工場  
工場に水を送ります。

オゾン・生物活性炭処理



オゾン発生装置

オゾン処理の特徴

通常の処理方法では除去が難しい、臭い、色、有機物を分解するとともに、人体に有害な細菌、ウイルス、原虫などを不活性化します。

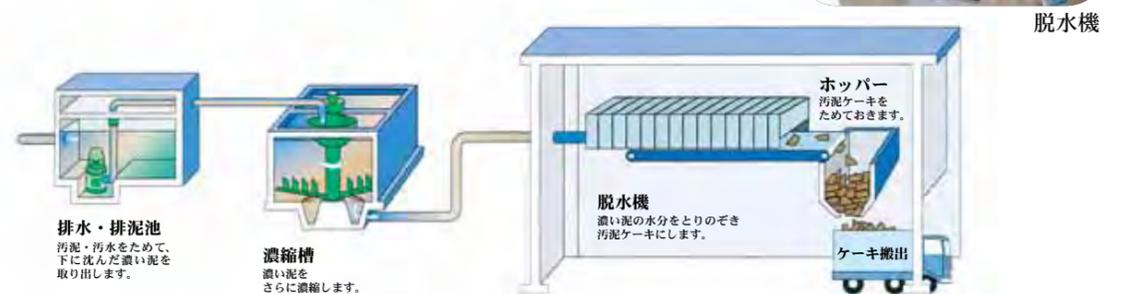
※企業公社では平成27年4月現在、2浄水場でオゾン設備の運転管理をしています。

排水処理施設

沈澱池の泥やろ過池を洗った水(汚泥・汚水)は、排水処理施設を通して汚泥ケーキとなります。その後、セメントの材料等に加工され、資源として有効利用されます。



脱水機



② 災害時の対応

東日本大震災の復旧支援状況

震災発生直後から県企業局と合同で災害対策本部を設置し、各事業所を通して主に以下の支援業務を実施しました。

- 鰐川浄水場復旧作業支援業務  
(職員を鰐川浄水場へ派遣しての土木技術支援活動)
- 給水車による給水業務  
(給水車の運転、医療機関や給水拠点における給水活動)
- 飲料用ペットボトル水の搬送業務
- 管路巡視業務  
(県企業局が保有する送配水管路の点検や漏水箇所の探索)
- 水道水の搬送業務  
(放射性物質の検査を希望する市町村の水道水の検体搬送)



鰐川浄水場被災状況



県企業局の対策会議への参加



浄水場復旧状況



給水活動状況



③ 公社設立の背景等

設立の背景

平成元（1989）年、茨城県は地下水に恵まれていたこともあり、水道普及率が都道府県の中で最下位でした。当時、茨城県は安全で安心な水道の普及率向上をめざし、水道施設整備事業を推進しており、県企業局や一部事務組合で既に管理していた4浄水場に続き、新たに7浄水場の開設が予定されていました。

新たな浄水場を開設することに伴い、約200名の運転管理要員の確保が課題となりましたが、県の行政改革指針により、県職員の大幅増員は困難な状況でした。

このため県企業局は、公益法人へ浄水場の運転管理業務の一部を業務委託することとし、平成2（1990）年6月、財団法人茨城県企業公社（平成24年度からは公益財団法人へ移行）が設立されました。

企業公社の目的

県行政及び公営企業の円滑な推進を支援するため、安全・安心な水の安定供給に資する浄水場等の運転管理及び水道の普及啓発を行うなど、水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る業務を担い、もって県土の均衡ある発展と県民福祉の向上に寄与することです。

団体概要

(H27.3月現在)

団体名称	公益財団法人茨城県企業公社	設立年月日	平成2年6月29日
電話番号	029-301-1133		
所在地	水戸市笠原町978-25（茨城県開発公社ビル5階）		
資本状況	基本財産 40,000千円（うち県出捐額30,000千円）		
従業員規模	241名（常勤役員1名・経験職員18名・一般職員53名・嘱託職員169名）		

④ 県企業局事業概要

県企業局は、昭和42（1967）年4月に設置され、「安全で安心な水を安定的に供給すること」、「県民ニーズに応えた事業を実施すること」、「公営企業として常に健全経営をめざすこと」を経営の基本とし、水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域振興事業等を通じて、県勢発展の一翼を担っています。

水道及び工業用水道事業の概要

(H26.3月現在)

水道用水供給事業（他の水道事業者に対してその用水を供給する事業）	
給水対象市町村等	33市町村2企業団（市町村総数は37）
1日最大給水量	572,075立方メートル
計画給水人口	2,456,691人
工業用水道事業（企業等から申し込み水量をもとに施設を整備し配水する事業）	
給水地域	22市町村
給水先	238社274事業所
1日最大給水量	1,132,680立方メートル
施設	
浄水場	11か所（水道用水4、工業用水1、水道・工業用水共同6）
取水場	13か所（水道用水6、工業用水4、水道・工業用水共同3）
中継ポンプ場等	11か所
管路	約1,300キロメートル